

4月
から

家電リサイクル法スタート

4月1日から家電製品を資源として有効に活用することを目的に、「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」がスタートします。

負担額は どのくらい？

この法律により、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4品目はリサイクルの対象となり、処分方法が変わります。

4月からは、これら4品目を処分するためには、

①処分する製品を購入した小売店に引渡す

②同種の製品を買い換える小売店に引渡す

という2通りの方法で小売店に引取を依頼してください。なお、小売店は法律で引取義務が課せられます。

小売店に引渡す際に、処分を依頼する人は処理料金と指定引取場所までの収集運搬料金を支払わなければなりません。先頃各家庭用機器が発表した4品目の処理料金は左表のとおりです。

洗濯機	冷蔵庫	テレビ	エアコン
2,400円	4,600円	2,700円	3,500円

なお、この他に必要な、指定引取

場所までの収集運搬料金は、各小売店で表示されることとなります。

引き渡しに困った ときはどうするの？

処分する製品を購入した小売店が廃業で存在しない場合や引越で遠方になった場合で引渡すことができないときに限り、八日市場市ほか三町環境衛生組合へ処分を依頼することができますが、小売店に支払うのと同様に処理料金と指定引取場所までの収集運搬料金が必要となります。なお、収集運搬料金は決まり次第お知らせします。

家電製品に限らず、ごみを減らすためには、一つのものを大切に長く使うという心がけが大切です。もう一度、身近なところから見直してみましょう。

問合せ 住民課環境係

☎(84)1211 内線1221

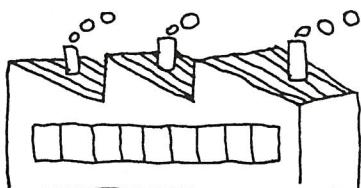
消費者

壊れて使えなくなったり、新しいものに買い換える等の理由で家電製品を処分する。



家電リサイクル法の対象になる機器は「エアコン」「テレビ」「電気冷蔵庫」「電気洗濯機」の4つです。この4つの機器の廃棄は家電リサイクル法にしたがって行うことになります。

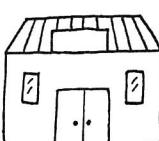
リサイクルプラント



小売業者から廃棄物を引き取り、新しい製品の原材料・部品や、燃料等にリサイクルする。

小売業者

消費者からの依頼を受けたら廃棄物を引き取り、その機器を製造メーカーに引き渡す。



●廃棄物を消費者の自宅等に引き取りに行きます。

●あらかじめ引き取りに必要な料金等を公表し、その金額を消費者に請求します。

リサイクルの流れ

製造業者

指定引取場所



●小売業者から廃棄物を受け取るための廃棄物の引取場所を全国に設置します。

※「製造業者」は輸入業者（機器が輸入品の場合）も含みます。

